

消費者被害注意報

車を売ろうと査定をお願いしたら、 その場で強引に契約をさせられてしまった…



- 近年の半導体不足により、新車の納期が遅れておりすぐに納車される中古車の需要が伸びています。それに伴い、中古車の売却に関するトラブルが増えています。
- 車の買い替えや運転免許証の返納に併せての売却など、運転しなくなった車を売却する際はトラブルに遭わないように注意しましょう。

事例

インターネットで査定を依頼したところ、業者が自宅へ査定に来た。



「ドアに修理歴がある。事故車なので15万円だが、今日すぐに引き渡せば25万円で購入する」と言われた。その価格が妥当であるか判断できずに迷っていると、強引に契約させられ車を持って行ってしまった。

30分後に担当者へ「他社の査定額と比較したいので車を戻してほしい」と伝えたが、「今から車を返すのは面倒だ。他社にはこちらから連絡する」と言い、返してもらえない。

契約書はメールで送付され、紙の書面は受け取っていないし、25万円も受け取っていない。解約して車を取り戻したい。

消費者トラブル防止のために

◇ 契約を急かされても査定の中では契約せず、一度冷静に考えましょう。
車の売却は、クーリング・オフの対象外です。キャンセルした場合は、キャンセル料を請求されることがあります。

事前に契約書をしっかり確認しましょう。

キャンセルに関する内容は、特にしっかり確認しておきましょう。

修理歴や事故歴を事前に適切に告げていた場合、契約後の修理歴等を理由とした契約の解除や減額には応じる必要はありません。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く